

従前の食品表示に関する法律

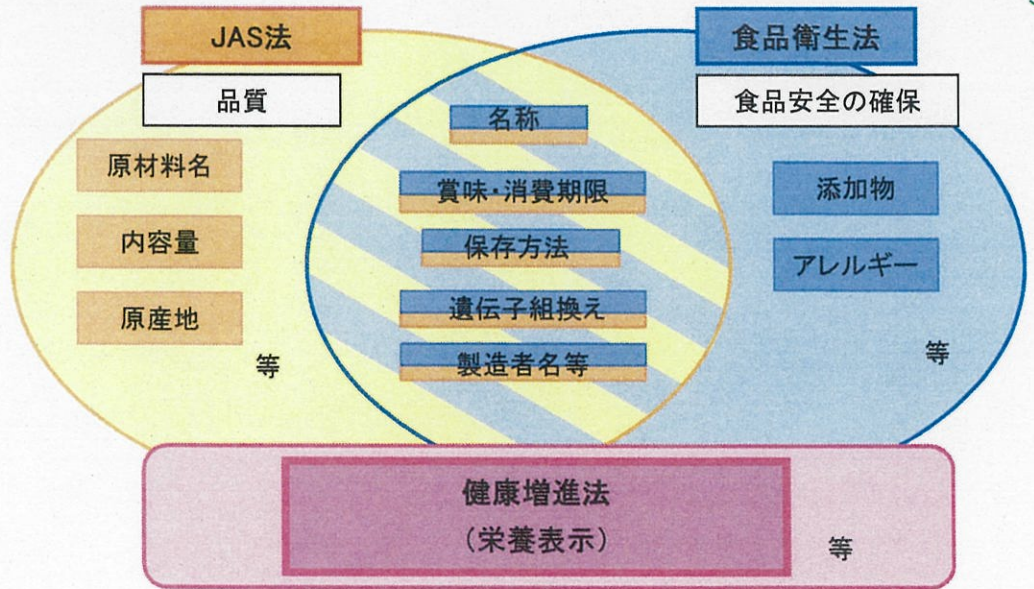
平成27年4月
消費者庁

食品衛生法	JAS法	健康増進法
【目的】 ○飲食に起因する衛生上の危害発生を防止	【目的】 ○農林物資の品質の改善 ○品質に関する適正な表示により消費者の選択に資する	【目的】 ○栄養の改善その他の国民の健康の増進を図る
○販売の用に供する食品等に関する表示についての基準の策定及び当該基準の遵守(第19条)等	○製造業者が守るべき表示基準の策定(第19条の13) ○品質に関する表示の基準の遵守(第19条の13の2)等	○栄養表示基準の策定及び当該基準の遵守(第31条、第31条の2)等
○食品、添加物、容器包装等の規格基準の策定 ○規格基準に適合しない食品等の販売禁止 ○都道府県知事による営業の許可等	○日本農林規格の制定 ○日本農林規格による格付等	○基本方針の策定 ○国民健康・栄養調査の実施 ○受動喫煙の防止 ○特別用途食品に係る許可等

(旧基準に基づく表示例)

名称	スナック菓子
原材料名	じゃがいも(遺伝子組換えでない)、植物油、食塩、デキストリン、乳糖、たんぱく加水分解物(小麦を含む)、酵母エキスパウダー、粉末しょうゆ、魚介エキスパウダー(かに・えびを含む)、香料、調味料(アミノ酸等)、卵殻カルシウム
内容量	81g 賞味期限 この面の右部に記載
保存方法	直射日光および高温多湿の場所を避けて保存してください。
販売者	39

表示関係
(表示関係以外)



※「39」は製造所固有記号

主要栄養成分 1袋(81g)当たり (当社分析値)	
エネルギー 483 kcal	炭水化物 37.6 g
たんぱく質 3.8 g	ナトリウム 330 mg
脂質 35.3 g	食塩相当量 0.8 g

※栄養表示は任意

- 食品衛生法に基づく表示事項
- JAS法に基づく表示事項
- 食品衛生法、JAS法の両法に基づく表示事項
- 健康増進法に基づく表示事項

食品表示法の概要

平成27年4月
消費者庁

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、

食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設。

(旧制度では、任意制度となっている栄養表示についても、義務化が可能な枠組みとする)

整合性の取れた表示基準の制定

消費者、事業者双方にとって分かりやすい表示

消費者の日々の栄養・食生活管理による健康増進に寄与

効果的・効率的な法執行

目的

消費者基本法の基本理念を踏まえて、表示義務付けの目的を統一・拡大

【新制度】

- ・食品を摂取する際の安全性
- ・一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保

【旧制度】

- ・食品衛生法…衛生上の危害発生防止
- ・JAS法…品質に関する適正な表示
- ・健康増進法…国民の健康の増進

○ 基本理念 (3条)

- ・食品表示の適正確保のための施策は、消費者基本法に基づく消費者政策の一環として、消費者の権利(安全確保、選択の機会確保、必要な情報の提供)の尊重と消費者の自立の支援を基本
- ・食品の生産の現況等を踏まえ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響等に配慮

食品表示基準

(4条)

- 内閣総理大臣は、食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するため、食品表示基準を策定
 - ① 名称、アレルギー、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が表示すべき事項
 - ② 前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項
- 食品表示基準の策定・変更
 - ～厚生労働大臣・農林水産大臣・財務大臣に協議／消費者委員会の意見聴取

食品表示基準の遵守

(5条)

- 食品関連事業者等は、食品表示基準に従い、食品の表示をする義務

指示等

(6条・7条)

- 内閣総理大臣(食品全般)、農林水産大臣(酒類以外の食品)、財務大臣(酒類)
 - ～食品表示基準に違反した食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、遵守事項を遵守すべき旨を指示
- 内閣総理大臣～指示を受けた者が、正当な理由なく指示に従わなかったときは、命令
- 内閣総理大臣～緊急の必要があるとき、食品の回収等や業務停止を命令
- 指示・命令時には、その旨を公表

立入検査等

(8条～10条)

- 違反調査のため必要がある場合
 - ～立入検査、報告徴収、書類等の提出命令、質問、収去

内閣総理大臣等に対する申出等

(11条・12条)

- 何人も、食品の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるとき～内閣総理大臣等に申出可
 - ⇒内閣総理大臣等は、必要な調査を行い、申出の内容が事実であれば、適切な措置
- 著しく事実に相違する表示行為・おそれへの差止請求権
 - (適格消費者団体～特定商取引法、景品表示法と同様の規定)

権限の委任

(15条)

- 内閣総理大臣の権限の一部を消費者庁長官に委任
- 内閣総理大臣・消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事・保健所設置市等に委任(政令)

罰則

(17条～23条)

- 食品表示基準違反(安全性に関する表示、原産地・原料原産地表示の違反)、命令違反等について罰則を規定

附則

- 施行期日～公布の日から2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行
- 施行から3年後に見直す旨規定を設けるほか、所要の規定を整備

(参考)表示基準(府令レベル)の取扱い

- 表示基準の整理・統合は、府令レベルで別途実施(法律の一元化による表示義務の範囲の変更はない。)

【今後の検討課題】

- 中食・外食(アレルギー表示)、インターネット販売の取扱い～当面、実態調査等を実施
- 遺伝子組換え表示、添加物表示の取扱い～当面、国内外の表示ルール of 調査等を実施
- 加工食品の原料原産地表示の取扱い
 - ～当面、現行制度の下での拡充を図りつつ、表示ルールの調査等を実施
- 上記課題のうち、準備が整ったものから、順次、新たな検討の場で検討を開始
 - ※平成26年4月「外食等におけるアレルギー情報の提供の在り方検討会」を開催し、同年12月に中間報告を取りまとめ
- 食品表示の文字のポイント数の拡大の検討 等

岡山県内における食品表示法の相談・被疑情報の受付窓口

平成28年4月1日現在

担 当 事 項		表 示 内 容	表 示 者	対 象 食 品	担 当 窓 口	電 話 番 号
品質事項	(JAS法由来)	・名称、原材料名、内容量、原料原産地名等の表示 など	生産者、卸売業者、流通業者、輸入業者、加工品の製造業者等	農産物(米、野菜、果樹等)	農産課	086-226-7422
				畜産物(肉、卵等)	畜産課	086-226-7428
				林産物(きのこ、たけのこ等)	林政課	086-226-7451
				水産物(魚介類)	水産課	086-226-7446
			小売業者	酒類を除く食品全般	くらし安全安心課	086-226-7346
			主たる事務所及び事業所が岡山市の区域のみの事業者の方		岡山市消費生活センター	086-803-1105
			主たる事務所及び事業所が倉敷市の区域のみの事業者の方		倉敷市消費生活センター	086-426-3922
衛生事項	(食品衛生法由来)	・名称、アレルギー、消費(賞味)期限、保存方法、食品添加物等の表示 など	業者全般	食品全般	最寄りの保健所	http://www.pref.okayama.jp/page/detail-3349.html
保健事項	(健康増進法由来)	・加工食品等の栄養表示(栄養成分、エネルギーの表示など) ・栄養機能食品の表示	業者全般	酒類を除く食品全般	最寄りの保健所 ※食品関連事業者の方は、消費者庁食品表示企	http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/438679_2912376_misc.pdf
・機能性表示食品制度 ・製造所固有記号の届出			業者全般	食品全般	消費者庁 食品表示企画課	03-3507-8800(代)

	担 当 窓 口		電 話 番 号
農産物については県民局でも対応しています	備前県民局	農畜産物生産課	086-233-9827
	備中県民局	農畜産物生産課	086-434-7032
	美作県民局	農畜産物生産課	0868-23-1305

本庁担当課	生活衛生課	086-226-7338
	健康推進課	086-226-7328

・酒類の品質に関する事項の相談については、最寄りの税務署へお問い合わせください。
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/sodan/index.htm>